

保守点検に関する技術資料

【小荷物専用昇降機】

オーチス・エレベータサービス株式会社

Administrative Domain : Document & Field Information Dep.OESC									
Modification	00					Category	Inspection Norm	Form	Page
Released	2017/08/17					Lead Office	OESC TQM	A4	17
Document Name	保守点検に関する技術資料【小荷物専用昇降機】					Document No.	JES_500083_00		
Limit of Usage	External (外部向け文書)					Prepared	17-08-01	H.Masui	
Delivered to	Official Home Page Released					Checked	17-08-04	S.Miyasaka	
File Name	JES500083_00 保守マニュアル【小荷物専用昇降機】.docx					Approved	17-08-04	T.Nishimura	

本書の記載内容は予告なく変更される場合があります。
 最新版につきましては弊社ホームページ (URL: <http://www.oesc.co.jp/Pages/Home.aspx>)をご確認ください。

Copyright © 2016 Otis Elevator Service Company All rights reserved. このマニュアルに関するすべての著作権および知的所有権は、原則としてオーチス・エレベータサービス株式会社(OESC)に帰属する(注)。OESC 社員または同社正規代理店が、OESC の利益を目的としてのみ使用するものとする。形式や目的を問わず、OESC の許可なくこれを複製・翻訳・複写したり、データ処理 ユニットに保存することは著作権の侵害とみなされ、法的措置の対象となる。

1. はじめに

この点検基準は、所有者の方より小荷物専用昇降機の保守・点検について、維持および運行の安全を確保するために、保守点検業者の専門技術者の方へご指示いただきたい事柄を記載した文書です。保守・点検基準に記載の諸作業の実施については、専門技術者(用語の定義を参照)を対象としているので、必要な安全処置については実施されていることを前提としています。

	警告		強制	本点検基準の総てをお読みいただき、その内容を理解し、且つ使用頻度、利用状況、その他を考慮し、昇降機を適切な状態に維持してください。
	警告		強制	救出作業は予め十分に訓練し、迅速に対応できるようにしてください。
	警告		禁止	本資料の内容は、所有者、専門技術者以外の方に開示しないでください。 一般の利用者が本資料より知り得た情報をもとに、昇降機を操作または 運転した場合、思わぬ事故が起こるおそれがあります。

- ・ 昇降機を保守・点検する専門技術者の方に、必ず本付属資料を熟読いただき、十分理解の上で作業を実施するように依頼してください。
- ・ 本点検基準は必要な時に、すぐ読めるようにお手元に大切に保管してください。
- ・ 本点検基準は昇降機の所有者または管理者が変更になる場合には、適切に引き継ぎを行ってください。
- ・ 本点検基準の内容について、ご不明な点、ご理解いただけない点がある場合は、オーチス・エレベーターサービス(株)にお問合せください。
- ・ 本点検基準は基本仕様について説明しています。従い実際の製品では一部異なる場合がありますので、予めご承知おきください。

2. 目次

1. はじめに.....	2
2. 目次.....	3
3. 安全にお使いいただくために	4
警告表示マークの定義	4
用語の定義.....	5
諸注意.....	5
専門技術者へのお願い.....	5
4. 所有者または管理者へのお願い.....	6
5. 保守点検の留意事項	6
保守・点検の留意事項	7
1) 出し入れ口の開錠操作.....	7
2) 機械室作業の安全確保.....	7
3) 昇降路作業の安全確保.....	7
4) ピット作業の安全確保	8
危険	8
1) 安全スイッチ、安全装置	8
2) 電源	8
3) 高所	8
注意	9
1) 第三者及び作業者の安全.....	9
2) 連絡、合図および確認の徹底.....	9
3) 服装・保護具・工具	9
4) 操作の確認.....	9
5) その他の注意.....	9
機器の改造	9
資料.....	9
分解作業.....	10
作業後の確認.....	10
作業後の試運転	10
6. 保守・点検に関する基準.....	11
7. 参考文献.....	17

3. 安全にお使いいただくために

警告表示マークの定義

昇降機を管理・利用される方への危害、財産への損害を未然に防ぎ、安全に正しくお使いいただくために、重要な内容を記載しています。

次の表示の区分は、表示内容を守らず、誤った使用をした場合に生じる危害や損害の程度を説明しています。

	危険	取り扱いを誤った場合、使用者が死亡あるいは、重症を負う可能性が極めて高くなります。
	警告	取り扱いを誤った場合、使用者が重症を負う可能性が高くなります。
	注意	取り扱いを誤った場合、使用者が障害を負う可能性や機器が破損する可能性があります。

次の表示の区分は、お守りいただく内容を説明しています。

	禁止	禁止(してはいけないこと)を示します。		強制	必ず実施いただきたい事(守っていただきたい事)を表します。
	禁止	分解禁止			
	注意	転落注意		注意	回転物注意
	注意	指のケガに注意		注意	頭上注意
	注意	手を挟まれないよう注意		注意	感電注意
	注意	発火注意		注意	破裂注意
	注意	高温注意		注意	滑面注意
	注意	下り段差注意		注意	上り段差注意
	注意	障害物注意		注意	天井に注意

次の表示の区分は、本文中の追加説明として記載しております。

重要	点検時、作業時に留意していただきたい項目を記載しています。必ずお読みください。
参照	説明、手順の中で、ほかの記載を参照していただきたい項目の参照先を示しています。
参考	説明、手順についての補足項目、参考項目などを示しています。

用語の定義

本点検基準における用語の定義は次の通りです。

- ・ 所有者とは当該昇降機を所有する者を言います。
- ・ 管理者とは直接、昇降機の運行を管理する方を言います。
- ・ 専門技術者とは昇降機の保守・点検を専門に行う技術者で、本点検順では昇降機検査資格者、または昇降機に関し専門の教育、研修を受けた技術者を想定しています。
- ・ 機種の確認については、確認申請書を参照してください。

諸注意

- ・ 本点検基準に記載の安全に関する警告表示(危険、警告、注意)については必ずお守りください。
- ・ 本点検基準の記載にない操作及び取扱は行わないでください。人身事故、機器の故障の原因になる可能性があります。

専門技術者へのお願い

	<p>警告</p>		<p>強制</p>	<p>(所有者または管理者への助言) 昇降機はその使用頻度、使用状況により部品の磨耗・劣化の状況が異なります。点検の結果を所有者または管理者等に報告いただき、昇降機が安全な状態で使用いただけるように、適切な保守について助言ください。</p>
---	------------------	---	------------------	--

4. 所有者または管理者へのお願い

	警告		強制	所有者または管理者の方より専門技術者へ保守・点検を行うに当たり、以下の事項を確実にお伝えください。
---	-----------	---	-----------	---

本点検基準を熟読の上、次項以降の作業を正しく実施してください。

- ・ 法令で定められた定期検査については、平成 20 年国土交通省告示第 283 号(改正 国土交通省告知第 1179 号を含む)および日本工業規格 JISA4302「昇降機の検査標準」(最新版)に基づき実施してください。
- ・ 部品交換は必ず当社純正品を使用してください。また、製品の改造は行わないでください。
- ・ 製品の仕様を変更するには、より詳細な製品知識が必要ですので、当社に相談してください。
- ・ 昇降機はその使用頻度、使用状況により部品の磨耗、劣化状況が異なります。専門技術者から点検結果の報告を依頼してください。その上で、昇降機が安全な状態で使用いただけるように、適切な保守について助言を得てください。
- ・ 当社は下記のような不適切な管理と使用に起因する故障または、事故については、責任を負い兼ねます。
 - ・ 本点検基準と異なる操作および取扱に起因するもの。
 - ・ 保守・点検、修理の不良に起因するもの。
 - ・ 製品を改造したことに起因するもの。
 - ・ 誤った使用に起因するもの。
 - ・ 当社が供給していない機器、または純正部品類以外を使用させたことに起因するもの。

5. 保守点検の留意事項

	警告		強制	専門技術者へ保守・点検を行うに当たり、以下の事項を確実に守っていただくよう要請してください。
---	-----------	---	-----------	--

保守上の留意事項は、各機器に貼り付けたラベルに記載されたものがあります。それらも参照して適切な保守・点検を実施してください。尚、ラベルの記載内容を逸脱して保守・点検した場合、重大な不具合又は事故が発生する恐れがあります。

機械室や昇降路への進入、ピット進入等の作業時には、第三者や作業者本人が昇降路転落等の事故に至らないように予防措置を施してください。

制御盤やモーター駆動装置を点検する場合は、主電源を遮断しても内部に残存電圧がかかっています。感電する恐れがありますので、絶縁保護手袋を着用し保守・点検を実施してください。

保守・点検の留意事項

1) 出し入れ口の開錠操作

	警告		転落注意	かごの位置が確認できる最低幅だけ開けて、かごの位置が適切であることを確認してください。
	警告		転落注意	最下階の出し入れ口では、ピットに転落しないください。
	警告		転落注意	第三者が不用意に転落しないように、第三者の安全に対する措置を施してください。
	警告		手を挟まれないよう注意	出し入れ口は自閉するので、挟まれないように注意してください。

	参考	出し入れ口扉解錠キーには機種やドアの種類によって、異なる場合があります、その使用方法も一部において異なりますのでご注意ください。		
--	----	--	--	--

2) 機械室作業の安全確保

	警告		回転物注意	ロープや綱車、そらせ車などの回転物に直接接触する作業が必要な場合、必ず主電源を遮断してから操作してください。
	警告		感電注意	制御盤や電動機などの電気部品を直接接触する作業が必要な場合、必ず主電源を遮断してから操作してください。

3) 昇降路作業の安全確保

	警告		搭乗禁止	小荷物専用昇降機は、かご内・かご上に人が搭乗する事は厳禁です。
	警告		強制	作業上、やむを得ず昇降路に進入する際は、必ず事前に主電源を遮断して、かごと釣合いおもりを昇降路に固定のうえ、足場や命綱を設置して墜落防止措置を施した後に進入してください。 <ul style="list-style-type: none"> 作業灯を点灯し、安全上十分な照度を確保する。 主電源を遮断する。 かごと釣合い重りを昇降路に固定する。 必要に応じて、足場、親綱や安全帯を使用する。 進入口付近は安全柵等、進入防止柵を設置する。
	警告		転落注意	第三者が不意に転落しないように、第三者の安全に対する措置を施してください。

4) ピット作業の安全確保

ピットに入る際は以下の事項を確実に実施してください。

	警告		強制	かごを所定の位置に停止後、主電源を遮断して第三者の操作を制限してください。
	警告		強制	ピット進入時は、かごを昇降路に固定する等、安全な作業スペースを確保した後に進入してください。
	警告		転落注意	第三者が不用意に転落しないように、第三者の安全に対する措置を施してください。

ピットに作業者がいる状態では以下の事項を確実に実施してください。

	警告		上下作業禁止	作業者がピットにいる状態で機械室や他階で作業を行わないでください。
	警告		強制	点検運転する場合以外は、ピット安全スイッチ及び必要に応じて主電源を遮断してください。

危険

1) 安全スイッチ、安全装置

	警告		強制	作業中の不用意な運転動作を防ぐため保守・点検作業では主電源や安全スイッチを必ず切って作業してください。ただし走行中の状態を確認するなどやむをえない場合は、運転動作中の突然の危険を回避するため安全スイッチ、安全装置の位置を確認し、その働きを十分に理解した上で作業を行ってください。
---	----	---	----	---

2) 電源

	警告		感電注意	感電、火傷、障害などを防止するため、保守・点検作業では必ず電源スイッチを切り、電源を遮断した後で行ってください。また作業員以外が容易に電源スイッチを操作できないような措置を施してください。ただし、電圧の測定などやむをえない場合は、感電しないように十分な注意を払い作業を行ってください。
---	----	---	------	--

3) 高所

	警告		転落注意	保守・点検は高所での作業となるため転落に注意してください。必要に応じて転落を防止するための安全帯を使用してください。部品や工具を落下させることのないよう十分に注意して作業をしてください。
---	----	---	------	---

注意

1) 第三者及び作業者の安全

	警告		強制	第三者が不用意に保守作業中のかごを操作しないようにする等、第三者と作業者の安全に対する措置を施してください。
--	----	---	----	--

2) 連絡、合図および確認の徹底

	警告		強制	複数の人数で作業を行う場合は他方の安全を確認して作業してください。そのために連絡、合図を徹底して行ってください。
--	----	---	----	--

3) 服装・保護具・工具

	警告		強制	作業を行う時は適正な服装、保護具、工具を使用してください。
--	----	---	----	-------------------------------

4) 操作の確認

	警告		強制	運転操作をする時はスイッチを確認し、誤ったスイッチ操作をしないでください。
--	----	---	----	---------------------------------------

5) その他の注意

	警告		強制	保守・点検作業を実施する際は以下の事項に注意して誤った作業は行わないようにしてください。
--	----	---	----	--

機器の改造

	警告		強制	機器の改造を無断で行わないでください。
--	----	---	----	---------------------

資料

	警告		強制	保守・点検作業を行う前には、関連する技術情報をよく読み実施するよう留意してください。
--	----	---	----	--

分解作業

	警告		強制	パーツの取り外しなどの作業をする場合は、あらかじめ正規の組み付け状態を確認してから作業を開始してください。
---	----	---	----	---

作業後の確認

	警告		強制	パーツの取り付け、調整作業を終了したときは機械を動作させる前に機械の内部や上に工具、パーツなどを置き忘れていないか確認してください。
---	----	---	----	--

作業後の試運転

	警告		強制	保守作業を実施した後は試運転して正常に動作することを確認してください。
---	----	---	----	-------------------------------------

6. 保守・点検に関する基準

6.1 適用

(a) 本書の適用については一般的な小荷物専用昇降機の仕様及び用途に関して記しており、設備毎や機種に応じた基準がある場合は、それを優先して準拠すること。次の小荷物専用昇降機のように特殊な仕様や用途に付される場合は、設備毎に異なる要件に応じた点検内容や周期を加味して実施してください。

- (1) 小荷物専用昇降機の種類
扉の自動開閉装置が付いている、定格速度 30m/min を超える、積載量 200kg を超える等、用途上又は構造上特殊な小荷物専用昇降機
- (2) 特殊用途
防滴、防塵、防爆等、用途上又は構造上特殊な小荷物専用昇降機
- (3) 特殊環境
高温、低温、多湿、塩害、ガス害、屋外等、特殊な環境に設置した小荷物専用昇降機

6.2 小荷物専用昇降機

小荷物専用昇降機の点検項目、点検内容及び点検周期は表 6.2 によるものとし、点検周期は専門技術者が現地で直接実施する点検の周期としてください。

ここでは、昇降機の正常な運行を維持するための一般的な基本事項を記載しています。次項以降の内容を参考に保守・点検を行い、昇降機を常に適切な状態に維持してください。点検項目は 1 年未満を目安に専門技術者の点検を必要とする当社製品の安全上の機能確認項目を主に記載しています。点検の周期は昇降機の使用状況、使用期間、起動頻度、設置環境等を考慮して設備毎に適宜見直してください。表中の周期列について 1M は 1 か月毎、3M は 3 か月毎、6M は 6 か月毎、1Y は 1 年毎の周期を示しています。

表 6.2

1. 機械室				
点検項目		周期	点検内容	備考
a.	機械室への通行	1M	① 機械室への通行及び出入り、点検口の展開に支障がないことを確認する。	
		1M	② 出入口扉及び点検口の施錠の良否を確認する。	
b.	室内環境	1M	① 室内の清掃及び小荷物専用昇降機の機能上又は保全の実施上支障のないことを確認する。	
		1M	② 室内又は制御盤温度の良否を点検する。	
		3M	③ 小荷物専用昇降機に関わる設備以外のものの有無を確認する。	

点検項目		周期	点検内容	備考
c.	主開閉器・受電盤及び制御盤	1M	① 作動の良否を点検する。	
		1Y	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を確認する。	
		1Y	③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路	
		6M	④ 主開閉器の操作及び作動の良否を点検する。	
		6M	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無を点検する。	
		1Y	⑥ 制御盤内の清掃を実施する。	
d.	巻上機	6M	⑦ プリント板汚れ、冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。	
		1Y	② 歯当りの良否を点検する。	
		1M	③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	
		1Y	④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無を点検する。	
		1Y	⑤ 各滑り軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	
e	電磁ブレーキ	1M	① スリップの異常の有無を点検する。	ブレーキライニング
		6M	② ブレーキシュー、アーム及びプランジャーの作動の良否を点検する。	
		1Y	③ プランジャーストロークを点検し、その良否を確認する。	
		1Y	④ ブレーキスイッチの接点の脱落、荒損及び摩耗の有無を点検する。	
		1Y	⑤ ブレーキライニングの摩耗の有無を点検する。	
f	そらせ車	3M	① ロープ溝の摩耗の有無及び取付け状態の良否を点検する。	
		1M	② 回転状態の異常の有無を点検する。	

点検項目	周期	点検内容	備考
	1Y	③ 各滑り軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	
g	電動機	① 作動の良否を点検する。 ② 異常音、異常振動及び異常温度の有無を点検する。 ③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータ回転状態の異常の有無を点検する。 ④ 各滑り軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	
h	主索の緩み検出装置	① 作動の良否を点検する。	

2. かご

点検項目	周期	点検内容	備考
a	運転状態	① 着床段差及び異常音の有無を点検する。	
b	かご室の周壁、天井及び床	① 変形、摩耗、腐食等の有無を点検する。	劣化がある場合の修理又は交換
c	かごの戸、ロープ及びレール	① 戸、枠の摩耗、変形、さび等の有無及び取付け状態の良否を点検する。	
		② 戸の開閉状態の良否を点検する。	
		③ レールの給油及び摩耗状態の良否を点検する。	
		④ 連動ロープのテンション状態及び破断、摩耗及び取付け状態の良否を点検する。	
		⑤ ドアプーリの摩耗及び取付け状態の良否を点検する。	
d	かごの戸スイッチ	① 作動の良否を点検する。	
		② 取付け状態の良否を点検する。	
e	安全棒	① 安全棒機構・スイッチの作動状態の良否を点検する。	調整不能の場合の修理又は部分交換
f	注意銘板の表示	① 搭乗禁止、積載量の標識の有無及び汚れの有無、表示が明瞭である事を確認する。	汚れがある場合又は表示が明瞭でない場合の清掃又は交換

g	2方向同時開放警告装置	1M	① 作動の良否を点検する。	
h	ガイドシュー	1Y	① 取付け状態の良否及び摩耗の有無を点検する。	
3. 各階出し入れ口				
点検項目		周期	点検内容	備考
a	各階出し入れ口の戸及び枠	1M	① 戸、枠の摩耗、変形、さび等の有無及び取付け状態の良否を点検する。	劣化がある場合又は取付け不良の場合の交換
		1M	② 戸の開閉状態の良否を点検する。	
		6M	③ レールの給油及び摩耗状態の良否を点検する。	
		1Y	④ 連動ロープのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。	
a	各階出し入れ口の戸及び枠	1Y	⑤ ドアプーリの摩耗及び取付け状態の良否を点検する。	
		1Y	⑥ ドア用バランスウェイト・ストッパーの取付け状態の良否を点検する。	
b	操作盤	1M	① 作動の良否を点検する。	
		1M	② 取付け状態の良否を点検する。	
c	走行停止ボタン【スイッチ】	1M	① 作動の良否を点検する。	
d	位置表示灯	1M	① 表示灯の球切れの有無を点検する。	
		6M	② 取付け状態の良否を点検する。	
e	信号装置【インターホン】	1M	① 呼出し及び通話状態の良否を点検する。	
f	ドアインターロックスイッチ	1M	① 作動の良否を点検する。	
		6M	② 取付け状態の良否を点検する。	
g	錠外し装置	1Y	① 作動の良否を点検する。	
h	注意銘板の表示	1M	① 搭乗禁止、積載量の標識の有無及び汚れの有無、表示が明瞭で有る事を確認する。	汚れがある場合又は表示が明瞭でない場合の清掃又は交換
i	戸開法防止ブザー	1Y	① 作動の良否を点検する。	

4. かごの周囲及び昇降路				
点検項目		周期	点検内容	備考
a	保守用停止スイッチ	1Y	① 作動の良否を点検する。	
b	かごの上部の外観	3M	① 汚れの有無を点検する。	
c	かごつり車及びおもりのつり車	1Y	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	
		1Y	② ロープ溝の摩耗の有無を確認する。	
		1Y	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。	
		1Y	④ 各滑り軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	
d	ガイドシュー	1Y	① 取付け状態の良否及び摩耗の有無を点検する。	
e	主索	1Y	① 破断、摩耗及び錆びの有無を点検し、基準に適合していることを確認する。	
		1Y	② 取付け状態の良否及びダブルナット並びに割りピンの劣化の有無を点検する。	
		1Y	③ 全ての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。	
f	ガイドレール及びブラケット	1Y	① 取付け状態の良否を点検する。	
		1Y	② さび、変形及び摩耗の有無を点検する。	
g	つり合いおもり	1Y	① 取付け状態の良否を点検する。	
h	つり合いおもりの非常止め装置	1Y	① 取付け状態の良否を点検する。	
		1Y	② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	
i	上部リミットスイッチ	1Y	① 取付け状態の良否を点検する。	
		6M	② 作動の良否を点検する。	
j	誘導板及びリミットスイッチ	1Y	① 取付け状態の良否を点検する。	
k	中間つなぎ箱及び配管	1Y	① ケーブルの取付け状態の良否を点検する。	
		1Y	② 昇降機に直接関係のない配管・配線が無いことを確認する。	

l	着床装置	1M	① 作動の良否を点検する。	
点検項目		周期	点検内容	備考
m	給油器	6M	① 給油機能の状態を点検する。	
		6M	② 油量の適否を点検する。	
n	昇降路	6M	① 小荷物専用昇降機に係る設備以外のものの有無を点検する。	
		1Y	② 昇降路の亀裂及び損傷、汚れの有無を点検する。	
		1Y	③ 頂部隙間が少なく、かごが障害物に接触しないことを確認する。	

5. ピット				
点検項目		周期	点検内容	備考
a	環境状況	6M	① 漏水の有無を点検する。	
		6M	② 汚れ及び小荷物専用昇降機に係る設備以外のものの有無を点検する。	
b	保守用停止スイッチ	1Y	① 作動の良否を点検する。	
c	非常止め装置	1Y	① 取付け状態の良否を点検する。	
		1Y	② スプリングのさびの有無を点検する。	
d	つり合いおもり 底部すき間	1Y	① 最上階に停止時すき間に余裕があることを確認する。	
e	緩衝器	1Y	① 取付け状態の良否を点検する。	
		1Y	③ スプリングのさびの有無を点検する。	
f	移動ケーブル	1Y	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認する。	
		1Y	② 取付け状態の良否損傷、劣化の有無を点検する。	
g	下部リミットスイッチ	1Y	① 取付け状態の良否を点検する。	
		6M	② 作動の良否を点検する。	

7. 参考文献

書籍名	発行元
建築基準法及び同法関連法令 昇降機技術基準の解説 2016 年版 付昇降機耐震設計・施工指針	編集:国土交通省住宅局建築指導課 財団法人 日本建築設備・昇降機センター 社団法人 日本エレベータ協会
昇降機・遊戯施設 定期検査業務基準書 2016 年版	監修:国土交通省住宅局建築指導課 発行:財団法人 日本建築設備・昇降機センター
「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」及び同解説 1994 年版	監修:国土交通省住宅局建築指導課 発行:財団法人 日本建築設備・昇降機センター
JIS A 4302 昇降機の検査標準 (平成 18 年 2 月 15 改正)	発行:財団法人 日本規格協会 審議:日本工業標準調査会
建築保全業務共通仕様書(平成 25 年版)	監修:国土交通省大臣官房官庁営繕部
建築保全業務報告書作成の手引き(平成 25 年版)	監修:国土交通省大臣官房官庁営繕部 設備課保全指導室 編集・発行:財団法人 建築保全センター 発売:財団法人 経済調査会
昇降機現場作業安全心得	発行:社団法人 日本エレベータ協会
昇降機現場安全作業基準(平成 14 年 10 月改訂)	発行:社団法人 日本エレベータ協会
昇降機基礎教育講座テキスト(2003 年 12 月)	発行:社団法人 日本エレベータ協会
建築設備関係法令集 2005 年版	発行:財団法人 日本建築設備・昇降機センター
国土交通大臣指定昇降機検査資格者講習テキスト	発行:財団法人 日本建築設備・昇降機センター
エレベーターの正しい乗り方、使い方	発行:社団法人 日本エレベータ協会
地震に対するエレベーターの管理- I (一般管理者用) 地震に対するエレベーターの管理- II (技術管理者用)	発行:社団法人 日本エレベータ協会
国土交通省告示第 283 号「昇降機の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果を定める件」	国土交通省告示

注意:上記参考文献の発行日は本書作成時の情報です。最新版を使用することを推奨します